

外来医療における紹介受診重点医療機関について

1 外来機能報告制度について

令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）が成立・公布され、「紹介受診重点医療機関」を明確化し、地域の外来機能の明確化・連携に向けて地域の協議の場で議論を進めるために、外来の実施状況に着目した報告を医療機関から実施してもらう制度（令和4年4月1日施行）。

2 紹介受診重点医療機関について

外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、「医療資源を重点的に活用する外来※」を地域で基幹的に担う医療機関のことを指し、かかりつけ医等からの紹介状を持つ紹介患者への外来を基本とする。

※ がん手術処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備が必要な外来のこと。

3 公表及び現況確認

① 医療機関が報告される「外来機能報告」の結果から紹介受診重点医療機関となる要件（基準等）

厚生労働省の「外来機能報告等に関するガイドライン」より、外来機能報告データによる「医療機関の意向」及び「重点外来の基準」を確認した上、地域医療構想調整会議のもと、協議が整った医療機関を公表することとしている。

《重点外来の基準》

医療資源を重点的に活用する外来（重点外来）に関する基準（AかつBを満たす）

A：初診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 $n \geq 40\%$

B：再診の外来件数のうち「重点外来」の件数の占める割合 $n \geq 25\%$

※参考とする基準（上記を満たさない医療機関においては、紹介率・逆紹介率を参考とする。）

紹介率： $n \geq 50\%$ 及び 逆紹介率： $n \geq 40\%$

※医療機関の意向があり、基準を満たさない場合であっても、地域医療構想調整会議で協議の上、必要と判断された場合は紹介受診重点医療機関として公表が可能

② 公表済み医療機関の現況確認等

公表済み医療機関及び新規公表希望の医療機関は以下のとおり取り扱うこととなっている。（厚生労働省QA）

- 公表済みの医療機関は、毎年度の地域医療構想調整会議での現況確認が必要。
- 新規公表希望の医療機関は、地域医療構想調整会議で協議が必要。
※協議が完了した後に公表を行う。

【参 考】

◎府内の紹介受診重点医療機関（別添のとおり）

- 府内23医療機関を公表済み。
- 令和6年度の地域医療構想調整会議にて、新規公表希望1病院があったため、令和7年4月に府内24医療機関を公表予定。